

別紙

諮問第522号～第529号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件一部開示決定1及び3について、非開示とした部分のうち、別表5に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

別表1に掲げる本件一部開示決定2及び不存在を理由とする本件非開示決定1から7までは、いずれも妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「2007年度以降私の情報に関する書類全て（都が作成した書類、業績評価と指導力不足教員に関するもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が平成27年5月15日付けで行った、各一部開示決定及び不存在を理由とする各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

各異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

「職」に関する自分の重要な個人情報でもあるので、正確に知る必要がある。指導力不足教員として、認定されたことについて未だ納得していない。パワハラを受けたと感じている。責任を追及するために、正確に知る権利がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

各理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとお

りである。

(1) 教育庁人事部職員課の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員関係）（諮問第522号）

ア 一部開示決定について

本件開示請求に対し、別表2に掲げる本件対象保有個人情報1から35までを特定し、一部開示決定を行った。当該一部開示決定における非開示情報及び非開示理由は、別表2のとおりである。

イ 非開示決定について

当該非開示決定に係る保有個人情報は、本件開示請求のうち「指導力不足等教員に係るもの」で、平成19年度及び平成20年度の異議申立人の情報である。

異議申立人について、指導力不足等教員の認定に係る申請が行われたのは平成21年度であり、これより前の平成19年度及び平成20年度には、異議申立人に係る同趣旨の申請は行われていないことから、異議申立人を指導力不足等教員として申請する申請書や認定を決定する文書は存在しない。

また、最終的には申請に至らなかったものの、仮に当時、申請するか否かについて検討していたとしても、その関連資料については、東京都教育委員会文書管理規則（平成11年教育委員会規則第64号。以下「文書管理規則」という。）46条に基づき設定した文書等の保存期間が3年以下であることから、請求に係る保有個人情報は、保存期間経過により廃棄しており、存在しないため、非開示決定としたものである。

(2) 教育庁人事部職員課の保有に係る個人情報について（業績評価関係）（諮問第523号）

ア 一部開示決定について

本件請求に係る保有個人情報は、平成20年度から平成22年度までの教職員業績評価書である。

非開示部分は、①項目別評価（絶対評価）及び総合評価（絶対評価）を除く第一次評価、②特記事項、③最終評価者職氏名を除く教育委員会評価（相対評価）であ

る。

当該評価書は、教育職員の職務遂行上の能力及び情意並びに実績について、公正かつ客観的に評価し、その結果を教育職員の指導育成に活用するとともに、給与、昇任その他の人事管理に適切に反映させるために行うものであり、教育職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を目的としている。当該部分を開示することが前提となると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該部分については、条例16条6号に該当するものと判断し、一部開示決定としたものである。

イ 非開示決定について

本件請求に係る保有個人情報、平成19年度、平成23年度及び平成24年度の教職員業績評価書である。

当該評価書の平成19年度分については、文書保存期間（3年）経過後、廃棄している。

また、平成23年度及び平成24年度分については、当時、異議申立人は業績評価の対象者ではなかったため、作成も取得もしていない。

以上のことから、非開示決定としたものである。

(3) 東京都教職員研修センター研修部教育経営課の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員関係）（諮問第524号）

本件開示請求に対し、別表4に掲げる本件対象保有個人情報37から45までを特定し、一部開示決定を行った。当該一部開示決定における非開示情報及び非開示理由は、別表4のとおりである。

(4) 東京都〇〇学校経営支援センター経営支援室の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員及び業績評価関係）（諮問第525号）

業績評価に係る保有個人情報のうち、平成19年度から平成22年度までに作成した分については、保存期間（3年）満了に伴い廃棄、それ以外の年度については、作成も取得もしておらず、存在しない。

指導力不足等教員に係る保有個人情報のうち、平成21年度から平成23年度までに作

成した分については、保存期間（1年）満了に伴い廃棄、それ以外の年度については、作成も取得もしておらず、存在しない。

以上により、非開示決定としたものである。

- (5) 東京都〇〇学校経営支援センター支所の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員及び業績評価関係）（諮問第526号）

業績評価及び指導力不足等教員に係る保有個人情報については、作成も取得もしておらず、存在しない。

以上により、非開示決定としたものである。

- (6) 東京都立〇〇高等学校の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員及び業績評価関係）（諮問第527号）

業績評価に係る保有個人情報は、保存期間（3年）満了に伴い廃棄しており、存在しない。

指導力不足等教員に係る保有個人情報については、作成も取得もしておらず、存在しない。

以上により、非開示決定としたものである。

- (7) 東京都立〇〇高等学校の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員及び業績評価関係）（諮問第528号）

業績評価に係る保有個人情報は、作成も取得もしておらず、存在しない。

指導力不足等教員に係る保有個人情報のうち、平成23年度作成分については、保存期間（1年）満了に伴い廃棄、それ以外の年度については、作成も取得もしておらず、存在しない。

以上により、非開示決定としたものである。

- (8) 東京都立〇〇高等学校の保有に係る個人情報について（指導力不足等教員及び業績評価関係）（諮問第529号）

業績評価に係る保有個人情報は、保存期間（3年）満了に伴い廃棄しており、存在しない。

指導力不足等教員に係る保有個人情報のうち、平成21年度及び平成22年度に作成した分については保存期間（3年）満了に伴い廃棄、それ以外の年度については、作成も取得もしておらず、存在しない。

以上により、非開示決定としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件各異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年10月30日	諮問（諮問第522号～第529号）
平成28年 1月25日	実施機関から理由説明書收受 （諮問第522号～第529号）
平成28年 1月28日	新規概要説明・実施機関から説明聴取 （諮問第522号～第529号） （第164回第一部会）
平成28年 2月17日	審議（第165回第一部会）
平成31年 4月15日	審議（第196回第一部会）
令和元年 5月29日	審議（第197回第一部会）
令和元年 6月26日	審議（第198回第一部会）
令和元年 7月17日	審議（第199回第一部会）
令和元年 9月26日	審議（第200回第一部会）
令和元年10月29日	審議（第201回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各異議申立てに係る保有個人情報並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第522号から第529号までは、同一の開示請求に対して行われた各一部開示決定及び不存在を理由とする各非開示決定について、それぞれ行われた異議申立てに係る諮問事案であり、それぞれの内容が関連することから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 実施機関の事務事業について

(ア) 指導力不足等教員の認定について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成14年教育委員会規則第1号。以下「指導力不足等教員規則」という。）2条2項は、指導力不足等教員について、「指導が不適切である教員」及び「指導に課題がある教員」をいう旨規定しており、同条3項及び4項において、精神疾患その他の疾病以外の理由により、「教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」「指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」等に該当し、学校において日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員としてそれぞれ認定された者をいうとされている。

東京都教育委員会は、当該認定の手續等に必要な事項として、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定手續等に関する要綱（平成14年2月21日教育長決定。以下「認定手續等要綱」という。）を定め、これにより運用を行っている。

東京都立学校の教員については、勤務する都立学校の校長が、当該学校を管轄する学校経営支援センター又は同センター支所を經由して東京都教育委員会宛てに申請を行う。

東京都教育委員会は、授業観察や本人からの意見聴取などの所定の手續を行った後、東京都教育庁人事部、指導部、東京都教職員研修センター（以下

「研修センター」という。)の関係部課長等で構成する判定会(以下「判定会」という。)の意見を踏まえ、「指導が不適切である教員」又は「指導に課題がある教員」の認定を行っている。

(イ) 判定会について

判定会は、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会設置要領(平成14年2月21日13教人職第1298号。以下「判定会設置要領」という。)により設置、運営されている。

判定会設置要領第4は、判定会の開催に当たり、あらかじめ「児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者」及び「東京都の区域内に居住する保護者である者」から指導力不足等教員の認定等に関する意見を聴取することを東京都教育委員会に義務付けている。

(ウ) 指導向上研修及び指導改善研修について

指導に課題があると認定した教員は、指導力不足教員指導向上研修実施要綱(平成22年4月1日教育長決定)に基づき研修センターが実施する、指導向上研修を受講することとされており、指導が不適切であると認定した教員は、指導力不足教員指導改善研修実施要綱(平成12年11月1日教育長決定。以下「改善研修要綱」という。)に基づき研修センターが実施する、指導改善研修を受講することとされている。

研修センターは、指導向上研修又は指導改善研修の結果について評価を行い、指導向上研修に関しては人事部長に対して、指導改善研修に関しては受講者が所属する都立学校の校長及び教育庁人事部長に対して、それぞれ評価結果を通知することとされている。

(エ) 指導の改善の程度に関する認定について

指導力不足等教員規則7条1項は、指導の改善の程度に関する認定を行った上で、指導が不適切である教員の認定解除、指導改善研修の期間延長、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないとの認定等を決定する旨規定しており、同条2項は、東京都教育委員

会は、当該認定に当たり、あらかじめ指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない旨規定している。

（オ） 審査委員会について

審査委員会は、指導力不足等教員規則 9 条により設置され、指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会設置要綱（平成14年 2 月21日教育長決定）第 2 により、東京都教育委員会の諮問に基づき、指導が不適切である教員の認定の解除等の事項について審議し、その結果を東京都教育委員会に報告することとされている。

（カ） 教育職員の人事考課について

実施機関における教育職員の人事考課は、東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成11年教育委員会規則第56号。以下「人事考課規則」という。）に基づき、自己申告と業績評価によって行われる。

業績評価は、自己申告書を参考にして職員の業績を公正に評価し、教育職員業績評価書に記録するものとされ、絶対評価と相対評価とにより行う。

絶対評価は第一次評価者として校長が行い、調整者として当該都立学校を管轄する学校経営支援センターの所長が関与した後、相対評価は最終評価者として教育長が行うこととされている。

（キ） 文書等の保存期間について

文書等の保存期間については、当時の文書管理規則44条 1 項において、長期、10年、5 年、3 年、1 年、1 年未満の 6 種であると規定されており、教育長は、45条 3 項に基づき、東京都教育委員会の文書等に係る文書保存期間表を定めるものとする旨規定されている。

主務課長は、文書管理規則46条 1 項により、文書保存期間表に従い、その所管する課の文書等の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、当該文書等を保存しなければならないとされており、同条 2 項により、文書保存期間表により定める保存期間を超えて保存する必要があると認める文書等につ

いては、総務課長の承諾を得て、その必要な期間当該文書等を保存することができる」とされている。

また、主務課長は、文書管理規則51条1項により、文書等がその保存期間を満了したときは、当該文書等を廃棄するものとされている。

ウ 本件開示請求内容及び本件対象保有個人情報並びに審査会の審議事項について

本件開示請求の趣旨は、異議申立人に関する情報が記録された公文書のうち、平成19年度以降に東京都が作成した「業績評価に係るもの」又は「指導力不足等教員に係るもの」に記録された、異議申立人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求について、別表1に掲げる本件開示請求内容1から15までに区分した内容に応じて、それぞれを所管する部署において、以下のとおり、一部開示決定又は不存在を理由とする非開示決定を行った。

本件開示請求内容1に係る保有個人情報として、別表2に掲げる本件対象保有個人情報1から35までを、本件開示請求内容3に係る保有個人情報として、別表3に掲げる本件対象保有個人情報36を、本件開示請求内容5に係る保有個人情報として、別表4に掲げる本件対象保有個人情報37から45までをそれぞれ特定し、非開示部分並びに非開示条項及び非開示理由について、同各表に記載のとおりとし、一部開示決定を行った（以下、これらの処分をそれぞれ「本件一部開示決定1」～「本件一部開示決定3」という。）。

また、本件開示請求内容「2」、「4」、「6及び7」、「8及び9」、「10及び11」、「12及び13」及び「14及び15」について、それぞれ不存在を理由とする非開示決定を行った（以下、これらの処分をそれぞれ「本件非開示決定1」～「本件非開示決定7」という。）。

審査会は、本件一部開示決定1から3までに係る非開示情報について、別表2から4までに掲げるとおり、本件非開示情報1から10までに分類し、それぞれの非開示妥当性を判断し、その上で本件非開示決定1から7までについて、本件開示請求内容2から15まで（うち本件開示請求内容3及び5を除く。）に係る保有個人情報の不存在の妥当性を判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報1から10までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び7について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、異議申立人に関する事実行為に関して、異議申立人以外の個人に関する情報が、本件非開示情報7には、異議申立人が受講した研修の一環として行われた観察授業について、評価を担当する事業者が観察者として臨場させた従業員の氏名及び印影が記載されている。

これらの情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当するものと認められ、その内容及び性質から、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1及び7は、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、校長、学校経営支援センター所長、専門的知識を有する者、授業観察者、東京都教育委員会、研修センター等による評価や所見等が記載されている。

これらの情報を開示することにより、上記のような評価等に携わる者が対象者からの反応を懸念して率直な評価・判断や意見表明を躊躇することとなり、その結果、指導力不足等教員の認定に関して正確な情報収集ができなくなるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

実施機関は、本件非開示情報3について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例16条2号本文に該当するため非開示としたと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、判定会における審議に先立って実施される意見聴取において、聴取対象とされる3名の「専門的知識を有する者」のうち2名分の連絡先、「東京都の区域内に居住する保護者」1名の職氏名及び連絡先並びに「専門的知識を有する者」のうち1名分の面談予定場所が記載されている。

上記2名の「専門的知識を有する者」の連絡先として記載されている情報は、1名分は自宅の住所であり、1名分は弁護士事務所の所在地であることが確認された。

また、面談予定場所として記載されている情報は、上記弁護士事務所の所在地と同一である。

条例16条2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報とする一方、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除く旨規定している。

弁護士はここでいう「事業を営む個人」に該当し、その事務所所在地は「当該事業に関する情報」であると考えられることから、面談予定場所として記録されている情報も含め、当該情報は16条2号本文に該当しないものと解される。

一方、本件非開示情報3のうち、その余の部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当するものと認められ、その内容及び性質から、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報3のうち、別表5に掲げる情報は開示すべきであるが、その他は非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、東京都教育委員会から判定会又は審査委員会に諮問した措置案又は審議結果若しくは指導に課題がある教員の研修成果の判定案が記載されている。

認定手続等要綱によると、指導力不足等教員の認定は、判定会の審議を経て行うこととされており、指導力不足等教員規則によると、指導が不適切である教員の認定解除等は、審査委員会の意見を聴いた上で行うこととされている。

本件非開示情報4は、このような手続を経た東京都教育委員会の最終的決定ではなく、判定会等への諮問段階、判定会等における審議段階の案である。

このような決定過程における情報を開示することにより、指導力不足等教員の認定等の過程が明らかになり、当該認定等に対する疑念や批判を生じさせ、それらが干渉や圧力となり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、平成20年度から平成22年度までについて、年度ごとに異議申立人の能力、実績等に対する評価が記載されている。

これらの情報を開示することにより、被評価者からの反応を懸念して評価者が率直に評価することを躊躇するなど、適正な評価が行われなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 5 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報 6 について

実施機関の説明によると、本件非開示情報 6 は、指導力不足等教員に対する研修での所見や評価であり、本人に開示することにより、研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがあり、さらに本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがあるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 6 のうち別表 5 に掲げる情報は、研修センターの教授による異議申立人に対する指導内容であり、その余の情報は、研修センターの教授や指導主事等による評価や所見等が記録されているものであることが確認された。

研修センターは、指導向上研修又は指導改善研修の結果について評価を行い、受講者が所属する都立学校の校長や教育庁人事部長に対して評価結果を通知することとされているが、その評価は、本件非開示情報 6 が記録されている本件対象保有個人情報37から45までを基礎として行われ、指導に課題がある教員に係る判定や指導が不適切である教員の認定解除等の決定に際して用いられるものと解される。

このことを踏まえると、本件非開示情報 6 のうち、研修センターの教授や指導主事等による評価や所見等が記録されている部分を開示することにより、これら評価に携わる者が対象者からの反応を懸念して、率直な評価・判断や意見表明を躊躇し、これにより、日々の研修成果についての正確な情報収集ができなくなることで、適正な評価が行われなくなる事態を招き、ひいては人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、別表 5 に掲げる情報は、実施機関が説明するような所見や評価に係る情報ではないことから、これを開示することにより上記支障が生じるおそれは

認められず、その性質及び内容を踏まえると、むしろ異議申立人に伝えられて然るべきものであると考えられる。

したがって、本件非開示情報6のうち別表5に掲げる情報は、開示すべきであるが、その余の部分については条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報8について

実施機関の説明によると、本件非開示情報8は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報8のうち別表5に掲げる情報は、指導改善研修の一環として行われた観察授業に出席していた生徒の氏名、又は氏名は明らかではないが特定の生徒に係る描写が記録されているが、これらは異議申立人と研修センターの教授や指導主事等との会話において言及されているもの又は異議申立人と生徒とのやり取りに係るものであることが確認された。

実施機関が主張するとおり、本件非開示情報8は、条例16条2号本文に該当するものではあるが、このうち別表5に掲げる情報は、異議申立人が行った授業に出席していた生徒に関する情報であること及び異議申立人が当事者である会話において言及されている情報であることを踏まえると、同号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

一方、本件非開示情報8のうち、その余の情報は、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件非開示情報8のうち、別表5に掲げる情報は、開示すべきであるが、その余の情報は、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報9について

審査会が見分したところ、本件非開示情報9には、異議申立人が学校に同行した都立学校教員や特定の団体に所属する者の氏名が記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、

条例16条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書について検討する。

本件非開示情報9は、異議申立人が同行した人物に係る情報ではあるが、記載内容から異議申立人との関係性が判然とせず、条例16条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると認めるに足る記述等は確認されなかった。

また、本件非開示情報9には、都立学校教員に係る情報が含まれているものの、当該情報も含め、その内容及び性質から、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行の内容に係る情報ではないと認められる。

その他、本件非開示情報9は、その内容及び性質から、同号ただし書ロには該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報9は、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10には、関係教員等から異議申立人に関して報告された情報や、異議申立人が行った授業に関する生徒のアンケート結果が記載されている。

これらの情報を開示することにより、対象者からの反応を懸念して重要な情報の伝達やそれに付随する率直な意見表明を躊躇する結果、正確な情報収集ができなくなることにより、研修事務において適切な指導が行われなくなり、ひいては人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報10は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件開示請求内容2から15まで（うち本件開示請求内容3及び5を除く。）に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

(ア) 本件開示請求内容2について

本件開示請求内容2は、教育庁人事部職員課において保有する平成19年度及び平成20年度の「指導力不足等教員に係るもの」である。

実施機関の説明によると、異議申立人について、指導力不足等教員の認定申請が行われたのは平成21年度であり、それより前の平成19年度及び平成20年度には、申請が行われていないことから、本件開示請求内容2に係る保有個人情報には存在しないとのことである。

審査会が見分したところ、上記平成21年度に行われた申請に係る書類である本件対象保有個人情報1において、異議申立人が指導力不足等教員として新規に申請されたものであることが確認され、これを踏まえると、上記実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

また、結果として申請に至らなかったものの、申請が検討された可能性があると考えられるが、この点について実施機関は、文書管理規則に基づき設定した文書等の保存期間が3年であることを挙げ、仮にあったとしても、当該保存期間を経過していることをもって廃棄しており、存在しないと説明する。

審査会が見分したところ、実施機関の文書保存期間表において、指導力不足等教員申請が該当する部分として、3年の保存期間が定められていたことが確認された。

関係書類から、本件開示請求は、平成26年度に属する日付において行われていることが確認されていることから、平成19年度及び平成20年度分が仮に作成されていたとしても、本件開示請求の時点において既に廃棄済みであり、存在しないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

その他、その存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求内容2に係る保有個人情報について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(イ) 本件開示請求内容4について

本件開示請求内容4は、教育庁人事部職員課において保有する平成19年度、平成23年度及び平成24年度の「業績評価に係るもの」である。

本件開示請求内容4に係る保有個人情報としては、上記各年度の異議申立人に係る教職員業績評価書が特定されるべきところであるが、実施機関は、このうちの平成19年度分について、文書保存期間表における保存期間が3年間と定められており、当該保存期間経過後、廃棄していると説明する。

審査会が見分したところ、実施機関の文書保存期間表において、業績評価書が該当する部分として、3年の保存期間が定められていたことが確認された。

関係書類から、本件開示請求は、平成26年度に属する日付において行われていることが確認されていることから、平成19年度分については、本件開示請求の時点において既に廃棄済みであり、存在しないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

また、実施機関は、平成23年度分及び平成24年度分について、異議申立人が業績評価の対象とされていない年度であることから、作成も取得もしていない旨説明する。

人事考課規則6条3号には、業績評価の対象から除くものとして、「休職、長期の出張又は研修その他の理由により、教育長が公正な評価を実施することが困難であると認める職員」が挙げられている。

実施機関に確認したところ、異議申立人が平成23年度に受講した指導改善研修は、同号に該当するとのことである。

この点について検討すると、改善研修要綱第7_3には、「指導改善研修の研修日程は、原則として、センターにおいては週当たり4日以内とし、所属校においては週当たり1日以上」とされており、1週間のうちのほとんどが研修センターにおける研修であることを踏まえると、平成23年度は業績評価の対象外であるとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

また、実施機関は、異議申立人は平成24年度の途中で退職しており、平成24年度の業績評価の対象とはならなかったと説明しており、審査会が関係資料を確認したところ、当該退職の事実が確認された。

人事考課規則6条1項は、「定期評価は、…毎年度1回、3月31日を基準日…として実施する。」と規定しており、これを踏まえると、平成24年度は業績評価の対象外であるとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

その他、その存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件開示請求内容4に係る保有個人情報について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(ウ) 本件開示請求内容 7、9、11、13及び15について

本件開示請求内容 7、9、11、13及び15は、異議申立人が所属した都立学校又は当該学校を所管する学校経営支援センター若しくは同支所において保有する「指導力不足等教員に係るもの」である。

実施機関の説明によると、本件開示請求内容 7に係る保有個人情報のうち平成21年度分から平成23年度分まで、本件開示請求内容13に係る保有個人情報のうち平成23年度分、本件開示請求内容15に係る保有個人情報のうち平成21年度分及び平成22年度分については、それぞれ文書保存期間表に定める1年の保存期間経過後に廃棄しているとのことである。

審査会が見分したところ、実施機関の文書保存期間表において、指導力不足等教員申請が該当する部分として、1年の保存期間が定められていることが確認された。

関係書類から、本件開示請求は、平成26年度に属する日付において行われていることが確認されていることから、上記各年度分について、本件開示請求の時点において既に廃棄済みであり、存在しないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

さらに実施機関は、本件開示請求内容 7に係る保有個人情報のうち平成20年度分及び平成24年度分、本件開示請求内容 9に係る保有個人情報（平成19年度分）、本件開示請求内容11に係る保有個人情報（平成19年度分）、本件開示請求内容13に係る保有個人情報（平成24年度分）及び本件開示請求内容15に係る保有個人情報（平成20年度分）については、作成も取得もしていないと説明する。

これらの情報のうち、平成19年度及び平成20年度に係る情報の不存在的の妥当性については、上記（ア）において確認したものと同様であるから、ここでは平成24年度分について検討する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報35において、平成23年度末の時点で異議申立人について決定された、指導力不足等教員規則7条1項に基づく指導の改善の程度に関する認定の内容が確認された。

この決定内容を踏まえると、平成24年度において、指導力不足等教員に係る書類を作成も取得もしていないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点

は認められない。

その他、その存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求内容7、9、11、13及び15に係る保有個人情報について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(エ) 本件開示請求内容6、10、12及び14について

本件開示請求内容6、10、12及び14は、異議申立人が所属した都立学校及び当該学校を所管する学校経営支援センターにおいて保有する「業績評価に係るもの」である。

実施機関の説明によると、本件開示請求内容6に係る保有個人情報のうち平成19年度分から平成22年度分まで、本件開示請求内容10に係る保有個人情報（平成19年度分）及び本件開示請求内容14に係る保有個人情報（平成20年度から平成22年度までの分）については、それぞれ文書保存期間表に定める3年の保存期間経過後に廃棄しているとのことである。

審査会が見分したところ、実施機関の文書保存期間表において、業績評価書が該当する部分として、3年の保存期間が定められていることが確認された。

関係書類から、本件開示請求は、平成26年度に属する日付において行われていることが確認されていることから、上記各年度分について、本件開示請求の時点において既に廃棄済みであり、存在しないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

さらに実施機関は、本件開示請求内容6に係る保有個人情報のうち平成23年度分及び平成24年度分、本件開示請求内容12に係る保有個人情報（平成23年度分及び平成24年度分）については、作成も取得もしていないと説明する。

これらの情報については、上記（イ）において確認したものと同様に、作成も取得もしていないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

その他、その存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求内容6、10、12及び14に係る保有個人情報について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(オ) 本件開示請求内容 8 について

本件開示請求内容 8 は、東京都〇〇学校経営支援センター支所において保有する「業績評価に係るもの」である。

実施機関の説明によると、業績評価書は、第一次評定者である校長が、調整者である学校経営支援センター所長宛てに提出するものであり、本件開示請求内容 8 に係る保有個人情報、当該支所においては、作成も取得もしていないとのことである。

人事考課規則10条及び11条は、第一次評定者を校長とし、学校経営支援センター長を調整者として第一次評価に関与させ、教育長を最終評価者として評価を行う旨規定している。

これらを踏まえると、上記実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件開示請求内容 8 に係る保有個人情報について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑